

令和3年9月30日

保護者様

加古川市教育委員会

兵庫県が緊急事態措置区域から除外された際の学校における対応について

兵庫県に発出されている緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることになりました。つきましては、10月1日からの学校教育活動を以下のとおりといたします。なお、今後の感染状況により変更される場合があることを申し添えます。

記

1 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います
- ・児童生徒の間隔を、1mを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう配席します
- ・基本的には常時マスク（可能な限り不織布マスク）を着用します
- ・登下校時はマスクを着用し、マスクをはずしての会話を行わないことを徹底します
ただし、体育科の授業などの運動時には、マスクを着用しませんが、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置、会話の際にはマスクの着用を徹底します

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温及び体調管理の徹底をお願いします
- ・発熱、咳、だるさなど風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合は「出席停止」となりますので、自宅での休養を徹底してください。なお、学校再開は症状が改善した翌日からとします（同居家族に風邪症状（ワクチン接種後を含む）が見られる場合やPCR検査を受けている場合も同様とします）

2 教育活動

- ・県外での活動（修学旅行を含む）は、受け入れ先の感染状況、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ実施します
- ・長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、近距離で活動する運動、実験・観察、共同制作など、感染リスクが高い教育活動は行いません
- ・校外から大人数を呼び込むような校内行事を実施する場合には、マスク着用、消毒など感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を徹底します

3 部活動

- ・「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日いずれか1日3時間程度の実施とします
- ・県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）まで原則行いません
- ・学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の練習への参加は、本県の緊急事態宣言後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせます
- ・いずれの場合においても、部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、全ての部活動を1日は休止し、感染対策を確認することとします

4 その他

- ・感染の不安・心配の理由がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします
- ・休日や放課後の不要不急の外出は控え、うがい・手洗いを励行してください
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、行き帰りにはマスク（可能な限り不織布マスク）の着用を徹底させてください。また、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合やPCR検査受診者がいる場合は、参加しないようにしてください
- ・施設利用については、活動時間の短縮や参加人数の制限など感染症対策を講じたうえで21時までの利用を認めます。なお、児童生徒が参加する場合は、10月14日（木）までは、活動時間を平日2時間程度、休日3時間程度とします